

公募型プロポーザル方式（技術者評価型）に係る手続開始の掲示について

次のとおり技術提案書の提出を公募します。

この公募型プロポーザル方式（技術者評価型）にかかる手続は、当掲示によるほか、長野県公募型プロポーザル方式（技術者評価型）試行要領（最終改正 令和2年3月24日付け元建政技第453号）及び長野県公募型プロポーザル方式試行に係る情報の取り扱い要領（最終改正 令和2年3月24日付け元建政技第454号）に示すとおりです。

1 業務の概要

(1) 業務名及び箇所名

事業名：令和2年度

防災・安全交付金 堰堤改良（加速化）事業 ダム洪水予測システム等構築業務

箇所名：県内一円

(2) 業務の目的

本県では、洪水被害の防止・軽減を図るため、県が管理する17ダムのうち、流水型のダムを除く16ダムにおいて、令和2年6月から事前放流の運用を開始している。

本業務は、事前放流の運用にあたり、ダム管理者の負担を軽減し、より効果的かつ効率的に実施することを目的として、洪水予測システム（3ダム）と事前放流支援システム（16ダム）を構築するものである。

(3) 業務概要

洪水予測システム構築 3ダム

事前放流支援システム構築 16ダム

ダム名	位置	ゲート有	集水面積(km ²)	洪水予測システム	事前放流支援システム
余地ダム	佐久穂町		2.52		○
古谷ダム	佐久穂町		13.0		○
湯川ダム	御代田町		147.2		○
金原ダム	東御市		3.15		○
内村ダム	上田市		13.0		○
横川ダム	辰野町		38.8		○
箕輪ダム	箕輪町		38.2		○
片桐ダム	松川町		15.1		○
松川ダム	飯田市	○	60.0	○	○
北山ダム	麻績村		1.25		○
水上ダム	松本市		2.29		○
奈良井ダム	塩尻市		46.0		○
小仁熊ダム	筑北村		20.8		○
豊丘ダム	須坂市		13.1		○
裾花ダム	長野市	○	250.0	○	○
奥裾花ダム	長野市	○	65.0	○	○
計				3ダム	16ダム

(4) 業務内容

ア 洪水予測システム構築（3ダム）

(ア) 流出モデル作成

ダム計画時及び過去の洪水実績をもとに、流出モデルを作成する。

(イ) 洪水予測計算及び事前放流の必要性の判断

アンサンブル予測雨量等を用いて洪水予測を行う。

イ 事前放流支援システム構築（16ダム）

(ア) 予測降雨モデルの作成

現在、事前放流の運用に使用している気象庁の全球モデル（GSM）とメソモデル（MSM）に、それ以外の複数の予測降雨を加えて、最も適合性の良い予測降雨モデルをダムごとに作成し、予測降雨の精度向上と、事前放流の必要性の判断を行う。

(イ) 確保容量計算及び事前放流の必要性の判断

事前放流ガイドラインや洪水予測システムをもとに、ダム上流の予測降雨量から流出量を計算し、ダムの空き容量を踏まえ、事前放流の必要性の判断や必要な確保容量の計算を行う。

ウ 各システム共通

(ア) システム構成のイメージは別添のとおりである。

(イ) 各種計算に必要な雨量やダム諸量データは、(一財)河川情報センターから提供を受けることを想定している。

(5) 技術提案を求める具体的内容

ア AI技術の活用に関する事項

イ 事前放流の効率的・効果的な運用に向けたシステムの構築に関する事項

(6) 履行期限

令和4年3月25日

(7) 業務実施上の要件

ア 各種技術基準を遵守すること。

イ 業務遂行のために必要となる各ダムの諸量データ等については、発注者またはダム管理者から提供する。

ウ 本業務の実施にあたり、追加業務等の必要が生じた場合は、速やかに協議すること。

エ 適宜発注者と打合せを行い、WEB表示画面等の構成が決まってから、システムの構築を行うこと。また、重要事項を決定する打合せには、管理技術者が出席すること。

(8) 成果品

電子納品に係る実施要領に基づくこと。

(9) 業務予算額

概ね 27,500 千円（税込み）

2 技術提案書の提出者に必要とされる要件

(1) 長野県建設コンサルタント等の業務の入札参加資格のうち、建設コンサルタント（河川、砂防及び河岸・海洋）を有する者であること。

(2) 建設コンサルタント登録規程（河川、砂防及び河岸・海洋）（昭和52年4月15日告示第717号。以下同じ）に基づく登録を受けている者であること。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(4) 測量法（昭和24年法律第188号）第57条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。

(5) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月18日

22 建政技第 337 号、以下「入札参加停止措置要領」という。)に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。

(6) 県発注の他の対象業務において、委託契約約款第17条に基づく「設計図書と業務内容が一致しない場合の修補の請求」を受けていない者であること。

(7) 県発注の他の対象業務において、長野県建設工事等検査要綱（平成15年4月1日会検第1号）第9条第3項に規定する文書による修補指示を受けていない者であること。

(8) 県発注の他の対象業務において、履行遅滞に伴う催告の通知を受け、かつ、当該業務の完了期限経過後委託契約約款第31条に基づく業務完了の検査を完了していない者でないこと。

(9) 県発注の他の対象業務の入札において、同種業務の実績等の要件不適入札書と認定され、入札に参加できない旨の通知を受けていない者であること。

(10) 当該業務の実施体制

ア 管理技術者として、次の技術者のいずれかを配置できること。

- ・技術士建設部門（河川、砂防及び海岸・海洋）
- ・認定管理技術者 河川、砂防及び海岸・海洋部門
- ・R C C M 河川、砂防及び海岸・海洋部門

イ 照査技術者として、次の技術者のいずれかを配置できること。（管理技術者との兼務不可）

- ・技術士建設部門（科目指定なし）
- ・認定管理技術者 河川、砂防及び海岸・海洋部門
- ・R C C M 河川、砂防及び海岸・海洋部門
- ・該当業務実務経験（20年以上）

ウ 委託の主要部について、再委託または技術協力ができないこと。

(11) 県発注の他の対象業務の入札において、受注希望型競争入札に係る低入札価格調査に該当する落札候補者の辞退により、入札に参加できない旨の通知を受けていない者であること。

(12) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1号に規定する暴力団関係者でないこと。

(13) 実質支配会社は、同一案件に同時入札することはできない。同時入札が判明した場合は、警告又は入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止を行うことがある。

なお、実質支配会社とは、次のいずれかに該当する会社をいう。

ア 人的関係のある会社（常勤・非常勤を問わない。ただし、(ア)については会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。）

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を兼ねている場合。

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を兼ねている場合。

イ 親会社と子会社、及び親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合（総株主の議決権の過半数を有する。又は、有限会社の総社員の議決権の過半数を有する。ただし、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく特例子会社を除く。）

ウ 親会社に人的関係のある会社と子会社

エ 親会社の営業権の一部譲渡により入札参加資格を得た子会社と親会社

オ 事業協同組合とその構成員

(14) 滞納している県税等徴収金がないこと。

3 参加表明書の作成・提出に係る事項

(1) 参加表明書の作成様式

様式2号による。

(2) 参加要件資料の作成様式

様式3号による。

(3) 参加要件資料記載上の留意事項

ア 登録状況

建設コンサルタント登録規程に基づく登録状況を記載すること。

イ 保有する技術職員の状況（専門分野職員の状況）

(7) 専門分野は、業務内容に応じて必要な分野を適宜設定すること。

(4) 資格は、技術士、認定技術管理者、RCCMとする。

(9) 1人の職員が2以上の専門分野に従事する場合は、主たる専門分野のみに記載し、重複記入をしないこと。

(5) 専門分野別技術職員数は、通算経験年数10年未満、10年以上に分けて記入すること。

ウ 当該業務の実施体制

(7) 配置予定の技術者について記載すること。

(4) 再委託または技術協力等の予定がある場合は記載すること。

エ 2の(14)の要件を満たすことを証するため、納税証明書（掲示日から3ヶ月前の日以降に交付された未納の県税等徴収金がない証明書）の写しを添付すること。

オ 建設コンサルタント等の登録状況、保有する技術職員の状況については、これを証する契約書、登録通知及び資格者証等の写しを添付すること。

カ 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

(4) 担当事務所・問い合わせ先

〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2

長野県建設部河川課治水係

（係長）塚田 博 （担当）牧 和宏、涌井 克明

電話 026-235-7309

ファックス 025-225-7069

電子メール kasen@pref.nagano.lg.jp

(5) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

ア 提出期限 令和3年4月22日（木）

（提出時間は午前9時から午後5時まで。土曜日、日曜日及び休日は除く。）

イ 提出場所 3(4)に同じ。

ウ 提出方法 持参または郵送とします。

郵送で提出した場合は、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認すること。

ただし、郵送の場合は提出期限までに発注機関に到達したものに限り。

(6) 技術提案書の提出者を選定するための基準

技術提案書の提出者は、2の(1)から(14)の要件を全て満たす者とするが、次の基準に基づいて選定される。

なお、技術提案書提出選定者名は、契約締結後、公表する。

審査項目	審査事項	審査の視点
1 登録状況	・建設コンサルタント登録	・登録されているか
2 技術職員の状況 (専門分野別)	・当該業務の実施に必要な専門分野の技術職員の在籍状況	・有資格の職員はいるか ・有資格職員の経験は豊富か
3 配置予定の技術者	・配置予定技術者の状況	・配置予定技術者がいるか
4 再委託又は技術協力の予定	・再委託の内容	・再委託する業務の内容は適正か (当該業務の主要部分を再委託することにならないか) ・再委託先の選択は適正か
	・技術協力の内容	・技術協力を求める業務の内容は適正か(最先端の技術であるなど、技術協力を求めることに妥当性があるか) ・技術協力を求める先の選定は適切か

(7) 非該当理由に関する事項

ア 参加表明書を提出した者のうち、技術提案書の提出者として選定されなかった者に対しては、該当しなかった旨とその理由（非該当理由）をFAX及び書面により、令和3年5月7日（金）までに、長野県建設部河川課長から通知する。

イ 上記アの通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して10日（長野県の休日を定める条例（平成元年条例第5号）第1条に規定する休日（以下「休日」という。）を含めない。）以内に、書面（書式自由）により、長野県建設部河川課長に対して非該当理由について説明を求めることができる。

ウ 上記イの回答は、説明を求める書面を受理した日の翌日から起算して10日（休日を含めない。）以内に書面により行う。

エ 非該当理由の説明請求の受付場所、受付時間、受付方法及びその回答方法

(ア) 受付場所 3(4)に同じ。

(イ) 受付時間 午前9時から午後5時まで。（休日を含めない。）

(ウ) 受付方法 原則としてFAX（回答を受ける担当者名、電話番号及びFAX番号を併記すること）とします。なお、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認すること。

(エ) 回答方法 原則としてFAXによる。

(8) その他の留意事項

ア 技術提案書提出の非該当者以外の者への通知は行わない。

イ 必要に応じて参加表明書に関するヒアリングを行う場合がある。

ウ 参加表明書の提出をした業者名（参加要件資料審査結果表）は、契約締結後、公表する。

4 技術提案書の作成・提出に係る事項

(1) 技術提案書の作成様式

様式7号による。

(2) 技術資料の作成様式

様式8号による。

(3) 技術提案書記載上の留意事項

ア 配置予定の技術者の資格、経歴、手持ち業務の状況等

(ア) 主な業務経歴は掲示の日の前日から過去10年以内に完成した業務とする。（平成23年4月12日から掲示日の前日までに完了した業務。）

(イ) 委員会、学会活動等は、現在及び過去3年間の実績を記入すること。

(ウ) プロポーザル方式による本業務以外で、予定技術者として特定された業務がある場合は、手持ちの業務の記載対象とし業務名の後に「特定済」と記載すること。

(エ) 他の企業等に所属するものを担当技術者とする場合は企業名等も記載すること。

イ 技術者動員計画

(7) 必要に応じて、内訳のさらに詳細な提示を求めることがある。

(イ) 費用の積算にあたっては、労務単価等、県が公表している価格についてはこれを使用すること。

(ウ) 技術提案

技術提案は簡潔に記載すること。

(エ) 配置予定の技術者の資格、主な業務経歴、同種又は類似の業務の実績については、これを証する契約書、資格証等の写しを添付すること。

(オ) 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

(4) 不明の点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

ア 受付場所 3(4)に同じ。

イ 受付期間 掲示の日から令和3年5月7日(金)まで
(受付時間は午前9時から午後5時まで。休日は除く。)

ウ 受付方法 FAXまたは電子メールとする。

エ 回答期限 令和3年5月11日(火)

オ 回答方法 長野県ホームページに掲載

(5) 技術提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

ア 提出期限 令和3年5月14日(金)
(提出時間は午前9時から午後5時まで。休日は除く。)

イ 提出場所 3(4)に同じ。

ウ 提出部数 1部

エ 提出方法 持参または郵送とする。
郵送で提出した場合は、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認すること。
ただし、郵送の場合は提出期限までに発注機関に到達したものに限り。

オ その他 提出後の技術提案書の差し替え及び再提出は認めない。

(6) 技術提案書のヒアリングに関する事項

技術提案書の提出該当者に対しては、令和3年5月7日(金)までに、ヒアリング日時、場所等を連絡する。

ア 予定日 令和3年5月20日(木) (変更の場合がある。)

イ 場所 長野合同庁舎 5階会議室 (時間、部屋番号等の詳細は決定次第連絡する)

ウ 時間 各者30分以内程度を予定 (提案者の公募数により変更の場合がある。)

エ その他 パソコン、プロジェクターの持ち込みは可とする。
技術提案書の補足資料がある場合は15部印刷し、持参すること。

(7) 技術提案書を特定するための評価基準

技術提案書は、次の基準に基づいて特定する。また、技術提案書評価結果は、契約締結後、公表する。(技術提案書提出者名は特定した者のみ公表)

ただし、技術提案書の評価の結果、提出されたすべての技術提案書の評価結果が次のいずれかに該当する場合は、特定者を選定しない。

ア 評価点の合計が配点の6割に満たない場合

イ 評価項目のうち、「技術提案の内容」に関する評価点が配点の6割に満たない場合

評価項目	評価事項		評価の視点(例)
配置予定の技術者の資格等 (30点)	管理技術者 (15点)	資格 (2点)	・専門分野の資格を有しているか
		業務経歴 (4点)	・豊富な経歴を有しているか
		同種・類似業務の実績 (6点)	・当該業務の内容に近い業務の実績があるか
		手持ち業務量 (3点)	・当該業務を実施するのに十分な余裕があるか
	照査技術者 (5点)	資格 (1点)	・必要な専門分野の資格を有しているか
		業務経歴 (3点)	・豊富な経歴を有しているか
		手持ち業務量 (1点)	・当該業務を実施するのに十分な余裕があるか
	担当技術者 (10点)	同種・類似業務の実績 (6点)	・当該業務の内容に近い業務の実績があるか
手持ち業務量 (4点)		・当該業務を実施するのに十分な余裕があるか	
動員計画及び費用 (15点)	技術者動員計画、費用		・効率的な技術者動員計画(費用)となっており、当該業務を実施するのに妥当なものとなっているか
技術提案の内容 (40点)	A I 技術の活用に関する事項(20点)		・洪水予測システムと事前放流支援システムの製作にあたり、A I 技術を活用した提案となっているとともに、維持管理費用も考慮した上での提案となっているか
	事前放流の効率的・効果的な運用に向けたシステムの構築に関する事項(20点)		・事前放流の運用に関する課題や業務内容を理解し、システムの維持管理費用も考慮した上での提案となっているか
技術者の技術力及び意欲等(10点)	プレゼンテーションにより、技術力や意欲を判断する		・当該事業を実施するのに必要な技術力や意欲があるか
費用と技術提案の整合性(5点)	採点すべき優れた技術提案に加点		・技術提案に優れ、かつ技術者動員計画も技術提案に見合った内容で優れているか
評価点の合計結果(100点)			

(注1) 担当技術者を複数名(3名まで)配置する場合であっても、評価は代表技術者の1名に対して行うので、様式8号の技術資料1配置予定の技術者の資格、経歴、手持ち業務の状況等は、代表者1名分を作成すること。

(8) 特定者への通知に関する事項

特定した者に対して、長野県建設部河川課長から特定した旨の通知を行い、随意契約を行う。

(9) 非特定理由に関する事項

ア 提出した技術提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨とその理由(非特定理由)をFAX及び書面により、令和3年5月25日(火)までに長野県建設部河川課長から通知する。

イ 上記アの理由を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して10日(休日を含めない。)以内に、書面(様式自由)により、長野県建設部河川課長に対して非特定理由についての説明を求めることができる。

ウ 上記イの回答は、説明を求める書面を受理した日の翌日から起算して10日以内(休日を含めない。)に書面により行う。

エ 非特定理由の説明請求の受付場所、受付時間、受付方法及びその回答方法

(ア) 受付場所 3(4)に同じ。

(イ) 受付時間 午前9時から午後5時まで。(休日は除く。)

(ウ) 受付方法 FAXまたは電子メールによる。

なお、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認すること。

(エ) 回答方法 FAXまたは電子メールによる。

(10) その他の留意事項

ア 提出された技術提案書は、返却しない。

イ 技術提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

ウ 提出された技術提案書は、技術提案書の特定以外には無断で使用しない。

エ 技術提案書に虚偽の記載をした場合は、技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して入札参加停止を行うことがある。

(参考)

項 目		期 間	備 考
参加 表明書	提出	令和3年4月22日(木)午後5時まで	
	非該当者への通知	令和3年5月7日(金)までに発出	・説明請求 左記の翌日から10日以内 ・回答 説明請求の書面受理日の 翌日から10日以内
技術 提案書	質問	掲示日から 令和3年5月7日(金)午後5時まで	
	質問回答	令和3年5月11日(火)午後5時まで	
	技術提案書提出期限	令和3年5月14日(金)午後5時まで	
	技術評価会議 (ヒアリング)	令和3年5月20日(木)予定	・該当者に対しては、令和 3年5月7日(金)までに ヒアリング日時、場所等の 連絡を行う
	特定者 非特定者への通知	令和3年5月25日(火)予定	・説明請求 左記の翌日から10日以内 ・回答 説明請求の書面受理日の 翌日から10日以内